

ふくしま新ステージ有識者懇談会【第4回】

日時 令和元年12月25日(水)
午前10時～午前11時30分
場所 福島市役所 4階 市長応接室

～ 次 第 ～

○ 第4回懇談会

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 第3回懇談会の振り返り
 - (2) 今後のスケジュール
 - (3) 新しい総合計画の体系図
 - (4) 「将来構想」及び「基本方針」の原案
4. その他
5. 閉会

ふくしま新ステージ有識者懇談会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職
1	伊藤 宏	福島大学 理事・副学長
2	岡野 誠	福島市医師会 会長
3	菅野 孝志	ふくしま未来農業協同組合 代表理事組合長
4	菅野 廣男	福島市自治振興協議会連合会 会長 福島市社会福祉協議会 副会長
5	木下 真理子	フリー編集者・カメラマン
6	齋藤 美佐	NPO PLUS 代表
7	高橋 満彦	福島民友新聞社 論説委員会 委員長
8	高橋 理里子	株式会社トーネット キャリア開発事業部長
9	高谷 理恵子	福島大学 人間発達文化学類 教授
10	西内 みなみ	桜の聖母短期大学 学長
11	三宅 祐子	福島市文化団体連絡協議会 会長
12	安田 信二	福島民報社 取締役論説委員長
13	渡邊 博美	福島商工会議所 会頭

第6次福島市総合計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次福島市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成)

第2条 総合計画は、まちづくり基本ビジョン（以下「基本ビジョン」という。）及びまちづくり実行プラン（以下「実行プラン」という。）をもって構成する。

2 基本ビジョンは、将来のまちづくりについて、目指すべきまちの姿、それに向けた政策の方向性、その具現化に向けた施策体系と達成目標などを定め、併せて、政策目標への施策の効果を検証できるものとする。

3 実行プランは、基本ビジョンに定められた施策・事業の計画的実施を図るため策定するものであり、毎年度予算編成の指針とするほか、施策目標の達成状況（施策に対する各事業の効果発揮状況）を示すものとする。

(計画期間)

第3条 基本ビジョンの計画期間は、目指すべき将来のまちの姿を見据えながら、社会経済情勢の変化や財政状況などに的確に対応できるよう、2021年度から2025年度までの5ヶ年とする。

2 実行プランの計画期間は、毎年度向こう3ヶ年を計画期間とするローリング方式とする。

(総合計画策定の推進体制)

第4条 総合計画の策定を推進する庁内組織として、第6次福島市総合計画策定委員会を設置する。

2 基本ビジョンの策定に関し各界の専門的な知見を活かしつつ、全体を俯瞰した幅広い視点で助言や提言を行う組織として、ふくしま新ステージ有識者懇談会を設置する。

3 基本ビジョンの策定に関し市民の意見を反映させ、また、市民との協働のまちづくりを推進するため、総合計画 Yu-Me（ゆめ）会議を開催する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

第6次福島市総合計画ふくしま新ステージ有識者懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次福島市総合計画策定要綱第4条第2項に規定するふくしま新ステージ有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定に関して、調査審議し、市長に助言及び提言を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる区分のうちから、関係機関・団体等の代表から推薦のあった者を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定までとする。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

ふくしま新ステージ有識者懇談会運営要領

- 1 ふくしま新ステージ有識者懇談会（以下「懇談会」という。）は、原則公開とする。
ただし、会長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、懇談会に諮って非公開とすることができる。
 - (1) 懇談会において、福島市情報公開条例第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
 - (2) 懇談会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - (3) その他、会長が必要と認める場合
- 2 会長は、懇談会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 3 懇談会を傍聴しようとする者は、懇談会当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。
- 4 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 5 傍聴人が懇談会の進行を妨げる行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

参考 福島市情報公開条例（抜粋）

平成十年三月二十七日条例第一号

（開示しないことができる公文書）

第九条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合においては、当該公文書を開示しないことができる。

- 一 法令又は条例の規定により開示することができないとされている情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令、条例等の規定により、何人も閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - エ 法令、条例等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活、財産等を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
ウ 指定管理者が管理する公の施設の管理に係る情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ アからウまでに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

四 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

五 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの

六 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

七 市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれら事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの